

【遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）】

必要書類	原本・写	認証期限等	部数	資料の対象・内容等	資料の請求先
①戸籍謄本	原本 ※1	3ヶ月以内 ※2	1部	相続人全員	【戸籍関係, 戸籍の附票】 本籍地の市区町村役場
②戸籍謄本 (除籍謄本・改製原戸籍謄本)	原本	なし	1部	被相続人(亡くなった方) (生まれてから死亡するまでの間の連続した全戸籍) ※相続人の範囲や死亡の前後によっては、更に必要な戸籍がある場合があります。	戸籍担当係(本籍地, 戸籍の筆頭者又は戸主で特定)
③戸籍の附票 (または住民票)	原本	3ヶ月以内	1部	相続人全員 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	【住民票関係】
④戸籍の附票 (または住民票除票)	原本	なし	1部	被相続人(亡くなった方) ※戸籍の附票の場合、本籍の記載があるもの(戸籍から除かれた日が令和4年1月11日より前の場合) ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	住所地の市区町村役場 住民登録担当係
⑤登記事項証明書 (または登記簿謄本)	原本	3ヶ月以内	1部	土地・建物	最寄りの法務局 (不動産登記部門)※3
⑥固定資産評価証明書	原本	最新年度 ※4	1部	土地・建物	不動産所在地の都・県税事務所又は市区町村役場 固定資産税担当等
⑦借地権, 借家権を証明する文書	写	なし		賃貸借契約書写し及び賃借中の土地・建物の登記事項証明書, 貸主の協力あれば固定資産評価証明書	
⑧預貯金残高証明書または通帳等	写	なし	裁判所分+相手方人数分	相続人であれば, 金融機関に申請して残高証明書を取得できます。 ※通帳や証明書の必要事項(口座名義人・金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・直近日の残高)が記載されているかご注意ください。	預入先銀行などの金融機関
⑨株式, 社債, 投資信託, 保険, 出資金等の内容を示す文書	写	なし	相手方人数分	証券・証券の写し又は残高証明書等の現状・存在の分かるもの	証券会社, 保険会社, 金融機関等
(作成されている場合) ⑩遺言書	写	なし		(1)自筆証書遺言 → 遺言検認済証明書付き遺言書または検認調書謄本 (2)公正証書遺言書 → 公正証書謄本	(1)検認した家庭裁判所 (2)記録保管の公証役場 ※6
(作成されている場合) ⑪遺産分割協議書	写	なし	※5	協議不成立に終わったものでも必要となります。	
⑫相続分譲渡や相続放棄がされている場合	写	なし		相続分譲渡証書及び印鑑証明書※7, 相続放棄受理証明書※8	相続放棄受理証明書は, 相続放棄手続きをした家庭裁判所

※1 相続分譲渡や相続放棄をされた相続人については, 写し(コピー)でも構いません。

※2 相続分譲渡や相続放棄をされた相続人については, 3ヶ月以内のものでなくても構いません。

※3 登記情報提供サービスによって取得したもの(認証のないもの)は, 登記事項証明書に代えて提出することはできません。

※4 毎年4月1日以降に当該年度の最新版が取得可能となります。従って1月から3月末までは, 前年度版で構いません。

※5 資料説明書とセットでご提出願います。なお, この資料説明書も「裁判所分+相手方人数分」が必要となります。

※6 平成元年以降作成された公正証書遺言の有無照会は, 全国どこの公証役場でも可能です。

※7 原本確認が必要です。郵送申立の場合には**原本の同封をせず**, 原本確認方法については担当者にお尋ねください。

※8 相続放棄の有無照会回答書や相続放棄受理通知書では代用できませんのでご注意ください。

なお, ①~⑥の書類については, 取下げの場合を除いて, 原本還付には応じていませんので, ご了承ください。

⑦~⑫の書類については, 甲号証として, 裁判所分+相手方人数分を写しでご提出ください。

実際に提出していただいた資料を点検した上でないと必要資料の範囲が分からない場合があります。不足している場合には, 追加提出をお願いすることとなります。